

平成 29 年 11 月 1 日  
最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

## ボランティア募集情報の取扱いに関するガイドライン

青森県立保健大学 ヘルスプロモーション戦略研究センター

青森県立保健大学ヘルスプロモーション戦略研究センターでは、ボランティアを教育的側面からの学生の自立支援及び社会・地域貢献活動の重要な一分野として位置付けていることから、公益性・公共性が高く、大学生が行う取組として有益で、受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動の募集情報を学生に提供する。

ただし、以下の項目に該当する活動を含む募集情報は、ヘルスプロモーション戦略研究センターでは取り扱わないこととする。

### 募集情報を取り扱わない活動

- ① 政治的・宗教的活動を目的とする活動
- ② 労働に代価が発生する活動
- ③ 危険が伴う活動
- ④ 本来、有資格者によってなされる活動
- ⑤ 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想される活動
- ⑥ 活動中、主に車の運転を必要とする活動
- ⑦ 日本国又は国際法上の法令に抵触するおそれのある活動
- ⑧ 公序良俗に反する、又は、犯罪行為を誘発するおそれのある活動
- ⑨ 第三者に損害又は不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷する活動
- ⑩ 情報が虚偽又は誇大な内容の活動
- ⑪ 情報に関する責任体制が明確でない活動
- ⑫ 青森県立保健大学の信用を失墜するような活動
- ⑬ 学生にふさわしくない活動
- ⑭ その他、青森県立保健大学ヘルスプロモーション戦略研究センターが不相当と判断した活動